平成２５年（フ）第７７４９号
東京都品川区東品川１丁目23―４―302
債務者　香川総一朗
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　洋介
4　破産債権の届出期間　平成25年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８７５号
東京都世田谷区代沢２丁目30―19―106、住民票上の住所東京都港区南青山２丁目28―５―205
債務者　佐藤　好彦（旧姓鳥巣）
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉木　聡一
4　破産債権の届出期間　平成25年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０５４号
東京都新宿区富久町22―24―1001
債務者　小原　　章
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　奈生
4　破産債権の届出期間　平成25年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０９１号
神奈川県川崎市多摩区中野島３丁目31―10―201
債務者　上別府秀樹
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大河原啓充
4　破産債権の届出期間　平成25年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１０１号
埼玉県所沢市三ケ島５―1937―８
債務者　神田　一成
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡野　友昭
4　破産債権の届出期間　平成25年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９６５号
東京都墨田区横川５丁目９―４―1904
債務者　スミ印刷こと　田中　　明
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳岡　　茂
4　破産債権の届出期間　平成25年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０４６号
神奈川県川崎市幸区南加瀬２丁目14―23―103
債務者　宮崎めぐみ
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野千津子
4　破産債権の届出期間　平成25年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１１６号
神奈川県相模原市緑区若柳520―９
債務者　関根佐和子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島村　和也
4　破産債権の届出期間　平成25年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６２号
岡山県久米郡久米南町下弓削687番地１
債務者　池田　信夫
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第６６号
山口県下関市豊北町大字滝部1077番地２
債務者　門田　一生
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
山口県下関市綾羅木新町１丁目８番26号　レオパレス綾羅木新町Ｐａｒｔ２―206号
債務者　芝田　和美
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
高知市北秦泉寺247番地４、前住所高知県吾川郡仁淀川町土居甲953番地
債務者　鈴木喜一郎
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第３９号
高知県吾川郡仁淀川町土居甲953番地
債務者　鈴木志保子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第１２４号
福岡県久留米市長門石５丁目５番13号
債務者　江藤　克臣
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１２５号
福岡県久留米市長門石５丁目５番13号
債務者　江藤　千博
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１４２号
福岡県久留米市国分町731番地２　ルネスＴＡＮＡＫＡ405号
債務者　吉村　克彦
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部